

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和5年8月1日作成)

法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：認定法）
根拠条項	第29条第1項、同条第2項
処分の概要	公益認定の取消し
法令の定め	<p>（認定法）</p> <p>行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 認定法第6条各号（欠格事由）のいずれかに該当するに至ったとき。二 偽りその他不正の手段により公益認定、変更認定又は移行認可を受けたとき。三 正当な理由がなく、行政庁の勧告に係る措置をとるべき命令に従わないとき。四 公益法人から認定取消しの申請があったとき。 <p>行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 認定法第5条各号に掲げる（公益認定の）基準のいずれかに適合しなくなったとき。二 公益法人の事業活動の規定を遵守していないとき。三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。
処分基準	未設定（法令の規定に判断基準が言い尽くされているため）
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課（電話番号： 011-204-5004 ）
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98869.html ）